

# マイナンバー(社会保障・税番号)制度について

総務課  
平成27年7月22日

## 1 マイナンバー制度の概要

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有するすべての方に1人1つの番号(12桁)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。



マイナンバー  
「マイナちゃん」

## 3つのメリット

国民の利便性の向上	行政の効率化	公正・公平な社会の実現
1 面倒な手続きが簡単に	2 手続きが正確で早くなる	3 給付金などの不正受給の防止

## 2 今後のスケジュール

	平成27.9月	平成27.10月	平成27.11月	平成27.12月	平成28.1月
マイナンバー制度		マイナンバーが示された通知カードを配布(簡易書留)			法律・条例で定められた事務においてマイナンバーの利用開始
住民周知	町報9月号 特集記事	町報10月号 お知らせ記事		パンフレット 全戸配布	町報1月号 お知らせ記事

※TCC(ケーブルテレビ)での周知も検討しています。(時期未定)

## 3 出前講座での説明

北栄町生涯学習出前講座に講座名「マイナンバー制度を知ろう」を登録しました。自治会などで説明が必要であれば出向いて制度の概要などを説明しますので、ご利用ください。(申込は随時受付中です。)

### 【出前講座申込先】

北栄町教育委員会事務局生涯学習課 電話37-5871

### 【マイナンバー制度に関すること】

北栄町総務課 電話37-3111